

安芸市自発的活動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定により実施する、安芸市自発的活動支援事業の実施に関し、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施の方法)

第2条 この事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる社会的障壁を除去するために、障害者等及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを行う団体（以下「団体等」という。）に対し、その活動に必要となる経費を補助することにより実施するものとする。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する地域住民等で構成されている又は、市内に住所を有する地域住民等が構成員の多数を占めていること。
- (2) 主として市内で自発的に活動を行っていること。
- (3) おおむね構成員が10名以上の団体であること。
- (4) 構成員から会費を徴収している又は、団体の規約があること。

(補助対象活動)

第4条 補助の対象となる活動は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。

- (1) 障害者等及びその家族が、互いの悩みを共有し、情報の交換ができる交流会活動
- (2) 障害者等を含めた地域における災害対策活動
- (3) 障害者等の孤立を防止するための見守り活動
- (4) 障害者等が仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける活動（ボランティア活動等）及び障害者等に対する社会復帰活動
- (5) 障害者等に対するボランティアの養成及びその活動
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するための活動

2 前項に規定する補助対象活動が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 国、地方公共団体、民間助成団体等から他の制度による補助、助成又は委託を受けている活動
- (2) 専ら営利を目的とする活動

- (3) 先進地等視察や各種会議への出席を目的とする活動
 - (4) 施設の建設、改修又は維持管理若しくは物品の購入を主たる目的とする活動
 - (5) 物品販売、コンサート、発表会、展示会等への参加又は鑑賞を目的とする活動
 - (6) 政治団体若しくは宗教団体の活動又は政治的若しくは宗教的な普及活動と認められるもの
 - (7) その他市長が適当でないと認める活動
- (補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、前条第1項の活動に要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 役務費
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) その他市長が必要と認める経費

2 補助金の額等は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請団体」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、補助金の交付の適否及び事業の内容等を審査し、適当であると認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請団体に通知するものとする。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助団体は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- 1 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備するとともに、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

- 2 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めること。
- 3 特定の者のみが事業に携わるのではなく、多くの地域住民等が事業に関わるよう努めること。
- 4 補助事業の実施にあたっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(変更承認申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金変更交付申請書（様式第3号）又は、補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出してあらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業等に要する予算の変更をするとき。
- (2) 補助事業等の内容を変更するとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止するとき。

- 2 前項ただし書きに規定する軽微な変更とは、補助目的の達成に支障をきたすことのない事業計画の変更又は、補助対象経費の20パーセント以内の減額の変更をいう。

(変更交付決定)

第10条 市長は、前条の変更交付申請があったときは、事業計画の内容を審査し、適当であると認められたときは、補助金変更決定通知書（様式第5号）により通知する。

(遂行状況の報告)

第11条 市長は、必要があるときは補助団体に対し補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告等)

第12条 補助団体は、補助対象事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに次の書類を添えて実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等支出を証明できる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、審査の結果、適当であると認

めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（様式第7号）により補助団体に通知するものとする。

- 3 市長は、確定した補助金の額が交付決定額又は、第10条の規定による変更交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求等）

第13条 市長は、前条第2項の額の確定を行った後に、補助団体から提出される補助金交付請求書（様式第8号）により補助金を交付するものとする。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、交付決定額を限度として概算払いにより交付することができる。

（補助金の返還等）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- （1） 事業が完成しないとき又は事業の実施が不相当と認められるとき。
- （2） この要綱に違反したとき。
- （3） 補助事業の契約の相手方が、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助率	10/10
交付上限額	1団体につき 50,000円 ※補助申請額と交付上限額とを比較して少ない方の額を交付額とする。 ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた時には、これを切り捨てるものとする。
事業実施期間	事業を認められた当該年度末までとする。
補助金の交付回数	事業実施年度において、1団体等につき1回限りとする。

別表第2（第8条、第14条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。